

第 59 号 議 案

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 5 年 6 月 9 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例（令和 2 年長崎県条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
別表（第 10 条関係）			別表（第 10 条関係）		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
略			略		
<u>立替区画使用料（卸売場</u>	<u>1 区画当たり 1 月につき</u>	<u>66,000 円</u>			
<u>西棟）</u>					
備考	略		備考	略	

附 則

この条例は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

（提案理由）

長崎県地方卸売市場長崎魚市場の施設整備に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。